

第十二回

大津町農業委員会

令和六年六月十日

第12回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(月) 9:30から10:50

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (11人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 (6人)

1番 阪田 正彰	2番 中尾 信幸	8番 荒木 幸一
9番 石原 龍二	11番 和田 勇一郎	13番 池田 直美

4. 欠席農業委員 (1人) 6番 宮崎 恵美
欠席推進委員 (2人) 16番 松永 富幸 15番 永田 陽一

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第9	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
日程第10	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第11	議案第8号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(再配分)の意見について
日程第12	議案第9号 非農地証明願の決定について
日程第13	議案第10号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 田上 克也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年6月10日 第12回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが、皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和6年6月、第12回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。2番 東 一夫 委員と3番 西村 千香 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。6月の第12回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。6月の第12回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1P～2Pとなります。今回4件の申請がなされております。3条の1です。調査書は1P、申請地見取図は1P～4Pをお願いいたします。農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字矢護川地内にある農地11筆です。

申請理由は、贈与による所有権の移転です。露地野菜、栗、水稻の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですので、今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字矢護川地内の農地です。

申請の内容は、矢護川地内の田及び畑11筆、19,198㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は兼業農家で、父親である譲渡人とともに矢護川に在住しています。両親の高齢化に伴い、露地野菜・栗・水稻の栽培を中心とした経営を継承するものです。農業機械等は父の保有する機械を使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は永田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 永田委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字平川地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。露地野菜の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので
府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内の農地です。
申請の内容は、平川地内の畑1筆、1,008㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
申請地は、令和4年に売買が行われていますが、農地法の下限面積5,000㎡が適用されていたため農地法3条の許可書は交付されていませんでした。
このため3条許可を条件に仮登記が設定されています。
今回、下限面積要件が廃止されことに加え、登記簿上の所有者からも許可に
基づく所有権移転の依頼があったため今回の申請となりました。
譲受人は露地野菜の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技
術も問題ないと思われまます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はござい
ませんか。

委員意見 異議なしです。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3と3条の4です。

譲受人が同一となりますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

3条の3、調査書は3P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内にある農地2筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

続きまして、3条の4、調査書は4P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

3条の3から説明いたします。申請地は大字岩坂地内の農地です。

申請の内容は、岩坂地内の畑2筆、1, 005㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

申請地は、熊本県家畜市場東側の大津南部農免道路（ふるさと農道）に面する農地です。

譲受人は栗と普通作の専業農家で、今回、譲渡人と売買の話がまとまり今回の申請となりました。

続きまして、3条の4について説明いたします。申請地は大字岩坂地内の農地です。

申請の内容は、岩坂地内の畑1筆、1, 565㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

申請地は、3条の3のから東南へ約350mの農地です。これまで譲受人が賃借権の設定により栗の栽培を行ってきましたが、譲受人が町外在住で高齢と

なったため売買の話がまとまり今回の申請となりました。

譲受人は、3条の3及び3条の4の申請地ともに栗の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の2件の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。採決は1件ずつ行います。

3条の3、現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして3条の4、現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成 又は 賛成多数) と認めます。

3条の4 売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。

4条の1 意見書(案)は5P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は通路への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

なお、通路は一部施行済みで、農地法の理解が無く、許可を得ないで転用したことについて、今後は農地法の手続きを遵守すると始末書の提出がされています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、美咲野団地北側で美咲野交差点から東に約300mの町道三吉原北出口線沿いの農地です。

申請の内容は、自宅の南側町道への通路を確保することで利便性があがるため通路を整備するものです。申請地に隣接する自己所有地で、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、通路への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は6P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は豚舎への転用です。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地となっていることから「第1種農地」ですが、例外規定の「農業用施設」に該当し、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、杉水地区ですので私から説明します。

津田委員 現地調査の報告をいたします。

申請地は大字杉水で今村集落の北側で菊池市との境に位置する農地です。

申請の内容は、申請人は、大津町と合志市で養豚の一貫生産を行っており、おが粉豚舎4棟新築して肥育規模の拡大を計画し、今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡が来ております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、豚舎への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は4Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は7P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。この申請地は、議案4号、議案書16Pで審議いただく事業計画変更1が併せて申請されています。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字引水地内で、県道大津植木線の丹防橋から東へ約200m^{のうち}の農地です。

申請の内容は、申請人は町内で自動車販売店を営んでおり、申請地は、店舗からも近く、代車の駐車場として利用することで譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 別にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は8P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅用地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、美咲野団地の西側に位置する農地です。

申請の内容は、共同住宅1棟の建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、共同住宅用地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は9P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もされており、転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をお願いします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、杉水公園の南側に位置する農地です。

申請の内容は、申請人は町内で、不動産業を営んでおり、申請地に隣接する企業から不足する駐車場用地の確保の依頼を受け、譲渡人と交渉し話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預か

っていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議な)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は10P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。ここで、議案の修正をお願いいたします。転用の理由欄が所有権の移転となっていますが、申請者の誤記載があり、正しくは使用貸借権の設定となります。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある商業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、かぶとむし公園の南側に位置する農地です。

申請の内容は、住宅の新築を計画し、土地については母親と使用貸借契約を結ぶことで話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

委員意見 特にございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、個人住宅への転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は11P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をお願いします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号沿いで杉水公園の北側約650mに位置する農地です。

申請の内容は、申請人は南阿蘇に本店を置き、不動産業を営んでおり、賃貸マンションの計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意

見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局

松永委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長

担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。(5条事業計画変更)
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。

議案書は5Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。

事務局

事業計画変更の1 議案書は5P、意見書(案)は12P、申請地見取図は25P~26Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

事業計画の変更は、昭和55年5月2日付で住宅敷地への転用が許可されておりました。住宅建設をしようとしたところ、接道が建築基準法の基準を満たしておらず、住宅建築が出来ませんでした。駐車場として利用したいと申し出があり、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果は5条の1で審議していますので省略します。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、事業計画変更の2について事務局の説明を求めます。

事業計画変更の2、議案書は6P、意見書(案)は13P、申請地見取図は27P～28Pをお願いいたします。

事業計画の変更は、令和5年12月15日付で共同住宅への変更が許可されていきました。変更では共同住宅用地2区画の宅地分譲を計画していましたが、地元自治会及び近隣住民から共同住宅建設について反対意見があり、当初の戸建住宅に戻して欲しいと強い要望があったため、当初の戸建て住宅9区画の宅地分譲に変更するものです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、イオン大津店南側の医院から西に入ったアパート向側の農地です。

申請の内容は、共同住宅用地2区画の宅地分譲に事業計画変更許可を受けていましたが、当初の宅地分譲戸建て住宅9区画にするもので、今回の変更申請となりました。

隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見はございませんか。

委員意見 意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の2については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第8、議案第5号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第5号についてご説明いたします。
議案書は7P～9Pとなります。
議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。
今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。1番から5番が再設定で、6番から10番が新規の申請となっております。
申出書面積の合計は84,264㎡(約8町4反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。
個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作

し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長

事務局の説明、確認が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の利用権設定について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案書は10P～11Pとなります。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第5号と同様です。今月の一括方式の申請は4件です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は17,919㎡(約1町8反)です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成 又は 賛成多数) と認めます。

議案第 6 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第 10、議案第 7 号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 7 号についてご説明いたします。

議案書は 12P～14P となります。

議案第 7 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第 5 号と同様です。今月の再配分の申請は 5 件です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は 3 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、34,087.59㎡(約 3 町 4 反)、対価の合計は 22,130,064 円です。

番号 1～2 につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

番号 3 は、2 月の総会で審議した、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。公社手数料を含んだ 10a あたりの売り渡し単価は 717,499 円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。
(意見・質問なし)
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第7号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第11、議案第8号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第8号についてご説明いたします。
議案書は15Pとなります。
議案第8号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画(再配分)の決定についてご説明申し上げます。
貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。
番号1～番号5につきましては、中間管理機構(熊本県農業公社)が中間管理権を取得し担い手経営体に貸し付けがなされていましたが、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の新たな担い手に対し再配分計画により貸し付けるものです。
農地中間管理機構は、農用地利用集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会に意見を聴くとされています。
今回の再配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業既定に適合し、設定を受ける者は、第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。
なお、今後の農地集積は中間管理機構が行う農地利用集積等促進計画に統合一本化され、更新、再配分、利用権移転等は改正機構法による対応となり、新規の利用権設定のみが旧基盤強化法の経過措置期間による対応となります。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、熊本県農地中間管理機構が定めた農用地利用集積等促進計画（再配分）については、「設定を受ける者は、農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる」ことから、異議はないとの意見に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第8号、農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）につきましては、異議なしと承認・決定し、町へ意見書を提出いたします。

続きまして日程第12、議案第9号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第9号についてご説明いたします。

議案書は16P、申請地見取図は29P～30Pをお願いいたします。

議案第9号、非農地証明願についてご説明申し上げます。今回2件の非農地証明願が申請されております。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、申請1番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は、昭和4年に家督相続され、同49年に分筆後、申請地以外は宅地として売買が行われています。今回の申請地は宅地分譲の残地61㎡で、申請人が相続した時点で山林化していた案件です。

申請地は国道57号線から南へ約90mの農地で、宅地に隣接する都市計画区域内の用途地域となっており、狭小のため農地としては利用困難な農地状況であることを現地調査で確認しています。

また、今後の土地改良事業等の計画も現時点ではありません。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の3つ目である「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」に該当し、申請地を非農地であると証明するものです。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

引水担当は古庄農業委員と和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

荒木委員 位置図(29ページ)と該当地の場所が違うようです。
現地を確認して判明しましたので、ご報告します。

事務局 大変申し訳ございません。確認します。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、非農地申請1について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第9号、非農地証明願1につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして、非農地証明願2について事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、申請2番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は、昭和50年に相続がなされ、平成12年に熊本県の砂防ダム工事のため分筆されています。その後、平成27年に現所有者が相続していることを登記簿で確認しています。

今回の申請地は県の砂防ダム工事の残地2筆で、申請人が相続した時点で山林化していた案件です。

申請地は、外牧集落南側と県道瀬田熊本線の上に位置し、外牧集落の宅地に隣接する傾斜地となっており、狭小でもあることから農地としては利用困難な農地状況であることを現地調査で確認しています。

また、今後の土地改良事業等の計画も現時点ではありません。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の3つ目である「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」に該当し、申請地を非農地であると証明するものです。

会長 事務局の説明、確認が終わりました。

外牧担当は荒木農業委員と坂田推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

荒木委員 外牧字207-1の現地は田ではなく高土手になっており傾斜がついています。木が1~2本植わっており傾斜地で何もできないため畑とは言えず、山林扱いせざるおえない状況。

外牧字207-2も高土手になっています。砂防ダム工事の影響で地形が変化しており田とはいえない状況なので非農地と判断します。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、非農地申請2について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第9号、非農地証明願2につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程13、議案第10号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局

(事務局次長が資料を説明)

- ・ 7月の現地調査及び小委員会予定について
案はR6. 7/3 (水) 午前9時00～
- ・ 7月の定例総会予定について
案はR6. 7/10 (水) 午前9時30～
上記案に決定
- ・ 2024年版の農業委員会業務必携配布に関して
- ・ 6月24日の農業委員会女性委員総会について
- ・ 委員の作業服に関して。
会長、職務代理、局長に一任して進めてよい方針に決定。
- ・ 農業新聞の申込に関するお願い
- ・ 毎月3日までに活動記録簿を提出していただくようお願い
- ・ 個人情報の規定の改正に関して
- ・ 津田会長より全国農業委員会会長大会の報告
- ・ 石原推進委員の活動報告事例。(室の猫の墓)
- ・ 杉水付近に農地の提供情報があれば、津田会長や古庄委員へ連絡のお願い

会 長

他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者にお願ひします。

職務代理

これをもちまして、令和6年6月の第12回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年6月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 津田 恵美

議事録署名委員 東 一夫

議事録署名委員 西村 千香